## 議第99号 呉市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

## 1 改正の趣旨

公立下蒲刈病院において,地域医療の充実及び病院事業のサービス向上を図る ため,診療科目に「脳神経内科」を追加するものです。

## 2 施行期日

公布の日

## 3 新旧対照表

<u>る 和口刈思衣</u>	
現行	改正案
(経営の基本等)	(経営の基本等)
第3条 (略)	第3条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 病院等の診療科目は、次のとおりとす	3 病院等の診療科目は、次のとおりとす
る。	る。
(1) 内科	(1) 内科
(2) 消化器内科	(2) 消化器内科
(3) 循環器內科	(3) 循環器内科
	(4) 脳神経内科
<u>(4)</u> 小児科	<u>(5)</u> 小児科
<u>(5)</u> 外科	<u>(6)</u> 外科
(6) 整形外科	<u>(7)</u> 整形外科
<u>(7)</u> 脳神経外科	<u>(8)</u> 脳神経外科
(8) 眼科	<u>(9)</u> 眼科
<u>(9)</u> 耳鼻いんこう科	<u>(10)</u> 耳鼻いんこう科
(10) リハビリテーション科	<u>(11)</u> リハビリテーション科
(11) 放射線科	<u>(12)</u> 放射線科
(12) 歯科	<u>(13)</u> 歯科
<u>(13)</u> 歯科口腔外科	<u>(14)</u> 歯科口腔外科
4 (略)	4 (略)